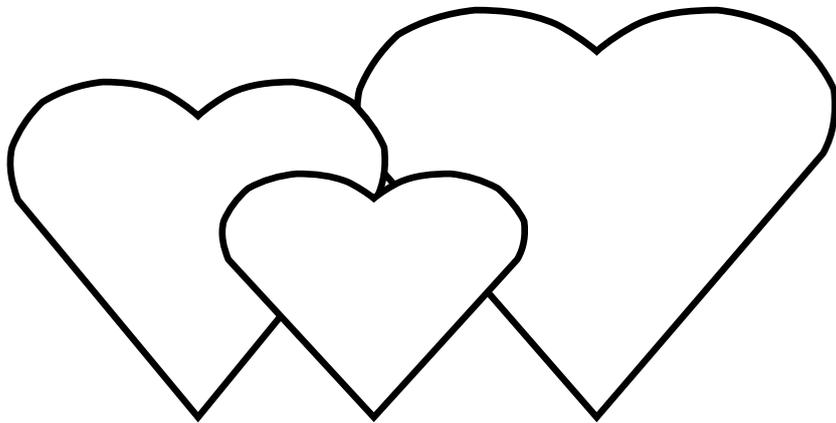


Parent-Teacher Association

西葛西小学校
PTAのしおり

2023年度 改訂版



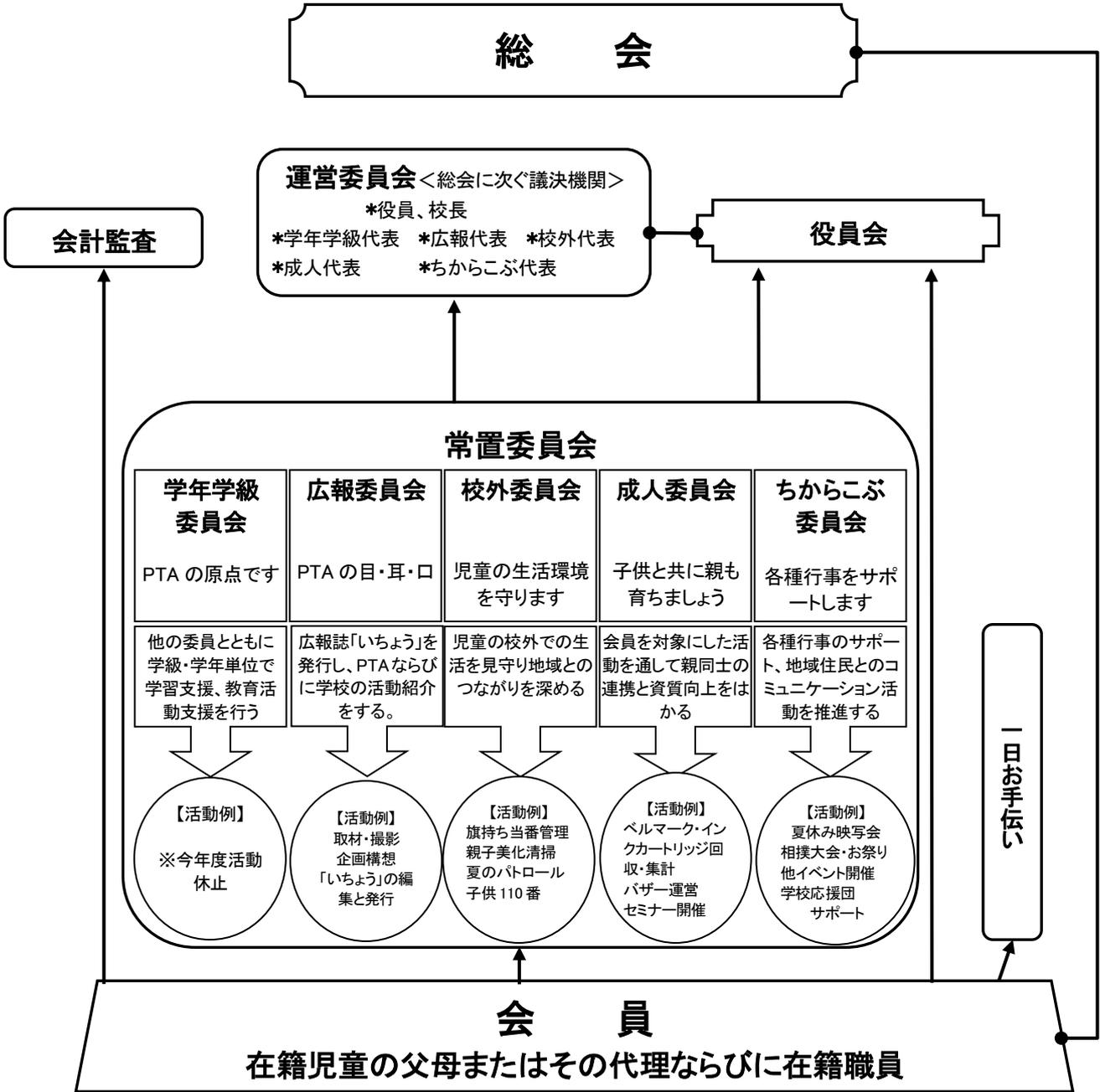
目次

1. 西葛西小学校 P T A 組織図	P 2
2. 西葛西小学校 P T A のしくみとはたらき	P 3
3. 本部役員役割紹介 & 1 年のながれ	P 4
4. 常置委員等役割紹介	P 5
5. 役員および常置委員等の選考細則	P 6 ~ 7
6. P T A 役職別ポイント一覧表	P 8
7. 西葛西小学校 P T A 規約	P 9 ~ 1 4
8. P T A 個人情報取扱細則	P 1 5 ~ 1 7
9. 登校安全誘導実施について	P 1 8 ~ 2 0



西葛西小学校 P T A 組織図

西葛西小学校PTA組織図(選考の流れ)



西葛西小学校PTAのしくみとはたらき

1. 総会

定期総会は年1回開かれます。

新年度の役員（会長・副会長・書記・会計）および会計監査の承認、前年度の活動報告・決算報告、新年度の事業計画案・予算案について決議・承認をします。

2. 運営委員会

各常置委員会の委員長・副委員長・書記・会計・役員・学校長で構成され、総会に次ぐ議決機関として、各委員会の活動報告と計画の検討・承認などを行います。

3. 常置委員会

各学級から委員を選出し、学年学級・広報・校外・成人・ちからこぶの5つの常置委員会を運営します。

運営委員会からの報告および、委員会ごとに活動を計画したり、報告したりします。

学年学級・・・学級代表として学習・教育の支援を行う。他委員の方々と共にクラスをまとめ、また学年の横のつながりを深める。

広 報・・・広報誌「いちょう」の編集と発行にあたり、PTAおよび学校活動の紹介をする。

校 外・・・児童の校外生活を見守り、地域とのつながりを深める。

成 人・・・会員全体を対象にした企画を計画し、児童のため会員自身の学習や向上をはかる。

ちからこぶ・・・PTA活動や各種行事の中で男手が必要な活動をサポートし、児童・PTA会員・地域住民とのコミュニケーション活動を推進する。

4. 役員会

会長・副会長・書記・会計・学校長で構成され、必要に応じ開かれます。

総会・運営委員会の原案を作成し、緊急事項及び決定事項を処理します。

＜本部役員役割紹介&1年のながれ＞



会 長

- ・ PTA を代表し、会務を統括
- ・ 各種諸団体の会合に出席し、西小 PTA の活動に有用な情報やサポートを得る
- ・ 入学式、卒業式などでPTAを代表して挨拶する

副 会 長

- ・ 会長を補佐し、時に代行して職務を行う
- ・ 総会・役員会・運営委員会の議事進行
- ・ 各常置委員会と本部の窓口
- ・ PTA活動全体の調整、各種資料の作成
- ・ 対外活動への参加
- ・ セミナー、講演会等への参加

★1年のながれ★ (令和5年度の例)

5月	わんわく相撲大会(準備・手伝い) 第一回役員会
6月	葛西北地区小P連総会・歓送迎会
7月	第二回役員会 葛西北地区P連 副会長会
7~8月	近隣地区の盆踊り、夏祭り等参加 夏休みプール開放(手伝い)
8月	西小夏まつり(手伝い)
9月	第三回役員会 運動会(準備・手伝い)
10月	葛西北地区小P連球技大会
11月	西小げんきまつり(手伝い)
12月	第四回役員会 西小げんきまつり(手伝い)
1月	新一年生入学説明会資料作成
2月	新一年生入学説明会(PTAの説明) 第五回役員会 本部役員募集(がくぷりにて)と説明会
3月	ポイント集計・通知書発行等 新一年生入学祝い準備・資料作成 西小卒業式(出席)
3~4月	近隣学校卒業(園)式、入学(園)式(出席) 常置委員・4役募集(がくぷりにて)
4月	西小入学式出席 総会準備 新役員への引き継ぎ



書 記

- ・ 本部発行の印刷物の作成
- ・ 役員資料、議事録の作成
- ・ 広報委員会と「いちょう」掲載内容を打合せ



会 計

- ・ PTA会費の管理と運営
- ・ 卒対費の管理
- ・ 各委員会への仮払い、精算
- ・ 消耗品、備品、保険等の経費管理
- ・ 予算書、決算報告書の作成

会計監査

- ・ 年度末の会計監査

※年5回の役員会・運営委員会が開催される他、臨時役員会もあります。
 ※会長会・副会長会・球技大会は幹事校になると仕事量が増えます。
 ※その他担当業務(各常置や会計業務等)を随時行います。



< 常置委員等役割紹介 >



	活動内容
学年学級委員	※今年度は活動休止
校外委員	<ul style="list-style-type: none">・旗持ち当番表の作成・旗持ち事前連絡メールをがくぷりにて連絡・秋の親子美化活動・こども110番・夏のパトロール・校外だより発行
成人委員	<ul style="list-style-type: none">・区P主催他の各研修会への参加・げんきまつりバザー運営・ベルマーク・インクカートリッジ収集・集計・保護者向けのセミナー開催・PTAサークル補助
広報委員	<ul style="list-style-type: none">・PTA広報紙「いちょう」の発行(紙面デザイン・印刷は業者依頼) (学期毎に1回)・PTA活動のお知らせを主とし学校行事の取材、撮影等・記載内容についての記事作成・企画構想・印刷業者と打合せ・「いちょう」を地域、学校関係者へ送付・セミナー・研修・研究発表会への参加
ちからこぶ委員	<ul style="list-style-type: none">・運動会の準備・わんぱく相撲の事前練習会・スーパードッジボールの練習・当日審判・夏休みの映画上映会・巣箱づくり・わくわく相撲大会手伝い・西小げんきまつりの企画、運営・その他、ちからこぶならではの楽しいイベントを企画し活動を盛り上げます
1日お手伝い	<ul style="list-style-type: none">・学校公開受付(交代で対応)・「わんぱく相撲大会」お手伝い(今年度開催が決まり次第募集予定) ➡スポーツセンターで開催される区主催の相撲大会。まわし付け等のお手伝い・その他必要に応じてお手伝いをがくぷりにて募集します

※一日お手伝い以外の各常置委員会は、適宜運営委員会が開催され各委員は出席が必要となります。

役員および常置委員等の選考細則

西葛西小学校PTA活動は、以下のPTA本部役員（以下役員）および各委員等から構成され、会員皆様のご協力のもと運営されています。役員および各委員等の役割については「PTAのしおり」内「西葛西小学校PTAのしくみとはたらき」および「西葛西小学校PTA組織図」にてご確認ください。

①役員②会計監査③常置委員会（学年学級委員・広報委員・校外委員・成人委員・ちからこぶ委員）
④運営委員（各常置委員会の委員長・副委員長・書記・会計）**⑤一日お手伝い⑥その他役員会が認めた役務**

【ポイント制度】

本校では、役員および常置委員等を選考する際に「ポイント制度」を導入しています。

ポイント制度とは、会員の皆様が役員および常置委員等に就任された場合、その実績に応じてポイントを加算していくもので、PTA活動への参加を強制するものでなく、会員一人一人が子供たちの為に協力し合いPTA活動を活性化させ、より多くの会員の方々に公平に役職を分担していただく制度です。

ポイント数については、別添の《PTA役職別ポイント一覧表》のとおりとします。

ポイントは、児童1人に対しての実績として加算され、児童が2人以上いらっしゃる場合については、ポイントはそれぞれ別々の実績として加算されます。

累積ポイント数が15ポイント以上に達すると「免除」となり、対象となる児童の分のみ、次年度以降の役員・常置委員等の選考対象から除外されます。

また、運営委員の委員長および本部役員に就任した場合も「免除」、さらに本部役員に2年連続で就任すると「卒免（完全免除）」の資格を得ることができます。目標となるポイント数を設定しますが達成を義務付けることではなく、また達成がPTA活動への参加終了を意味する事ではありません。

◆ 免除 とは…

上記のように累積ポイント数が15ポイント以上に達した場合、あるいは、運営委員の委員長または本部役員に就任すると「免除」となりますが、複数の児童がいらっしゃる場合は、対象となる児童の分のみ選考対象から除外されます。

◆ 卒免（完全免除）とは…

本部役員として連続2年間就任した場合、2年目の就任当時、在学中の児童がすべて卒業するまで選考対象から除外されます。複数の児童がいらっしゃる場合は、最低学年の児童が卒業するまで選考対象から除外されます。

【選考の手順】

役員・各委員等すべて、まず立候補を募ります

① 役員および②会計監査

3学期2月にごくぶりにて募集します。立候補される方は、指定期日までに応募してください。

③ 常置委員

在校生は3月・新入生は新年度4月にごくぶりにて募集します。指定期日までに応募してください。

④ 運営委員会

3月の常置委員募集アンケートと同時に各役職の募集をします。指定期日までに応募してください。

⑤ 一日お手伝い・⑥その他役員会が認めた役務

必要に応じ、その都度ごくぶりにて募集をします。

① 役員

上記のように立候補者を募った上、候補者の名簿を揃え、新年度第1回の常置委員会までに提示します。

ただし、候補者で定員（会計2名 書記2名 副会長 5名以上）を充足できない場合は、PTA規約第13条に従い新年度第1回常置委員会にて、学年学級・広報・校外・成人・ちからこぶの5常置委員会から選出します。

選出された各役員は、PTA総会の承認を受けて、新年度の役員とします。

※役員の補充に当たっては、1学年と6学年と免除者を除きます。（但し、立候補の場合はこの限りではありません。）

※定員を上回った立候補があった場合は、前年度の役員が調整の上、新役員を決定いたします。

②会計監査

上記役員同様の手順で立候補を募りますが、候補者で定員（2名以上）を充足できない場合は、PTA規約第13条に従い、前年度役員から選出します。

③ 常置委員

上記のように立候補を募りますが必要定員を充足できない場合は、新年度初回保護者会当日に、学級担任と協力して選出してください。

- | | | |
|-----------|----|--------------------------------------|
| ◎ 学年学級委員 | —— | 今年度休止 |
| ◎ 広報委員 | } | 新年度の活動予定により前年度委員が希望人数を出します。(約20～50名) |
| ◎ 校外委員 | | |
| ◎ 成人委員 | | |
| ◎ ちからこぼ委員 | —— | 新年度の活動予定により前年度委員が希望人数を出します。(約30～60名) |

※免除者が常置委員になる場合は、運営委員および役員に選出されることはありません(ただし、運営委員および役員に立候補補する場合はこの限りではありません)。これは、既に選考対象から除外されている会員は、運営委員および役員に就任しないことを条件に常置委員に就任することができることを明文化したものです。

④運営委員

上記のように立候補を募ります。必要人数に満たない場合は、再募集をし4月の新旧顔合わせまでに選出します。

- | | | |
|--------|---|---------------------------|
| ○ 委員長 | } | 5常置委員会とも、各役職につき1名ずつ選出します。 |
| ○ 副委員長 | | |
| ○ 書記 | | |
| ○ 会計 | | |

※運営委員の選考に当たっては、1学年と6学年と免除者を除きます。(ただし、立候補の場合はこの限りではありません)。

*** 原則として上記の手順によって選出された役員および各委員等は辞退できません ***

⑤ 一日お手伝い・⑥その他役員会が認めた役務

必要に応じ、上記のように立候補を募ります。指定期日までに応募してください。
必要人数に満たない場合は、所定人数に達するまで再募集を行う場合があります。

※常置委員を担当されない方は以上⑤⑥のいずれかにご参加ください。なお、人数調整は本部にて行わせていただきます。

★免除規定について

以下に該当する方は、あらかじめ役員および常置委員等の選考対象から除外されます。

①【ポイント制度】によって「卒免」、「免除」(対象となる児童の分のみ該当)の資格を得た方

②転入者

当該年度のみ選考対象から除外(立候補の場合はこの限りではありません)、および各転入学年別に、下記ポイント数を付与することで免除到達ポイントの減免を図る。

1年次転入	: 付与なし	4年次転入	: 15ポイントに5ポイント付与
2年次転入	: 15ポイントに2ポイント付与	5年次転入	: 15ポイントに8ポイント付与
3年次転入	: 15ポイントに4ポイント付与	6年次転入	: 付与なし(当該年度免除)

③要介護者(児)の介護に当たっているなど、やむを得ない理由のある方・幼稚園、保育園、中学校、高校等で役員を務めている方は当該年度のみ選考対象から除外となります。

※上記③に該当する方で、委員等が不足により選考になった場合、「免除願」の申請をPTAへ行い、提出は学級担任に提出してください。校長とPTA会長が検討し、免除の承認を行います。

「免除願」の文書は、守秘義務により役員会が責任をもって廃棄いたします。

★欠員補充について

任期中に役員および常置委員等に欠員が生じ運営に支障をきたす場合、役員会で審議の後、必要に応じて欠員を補充します。その場合のポイントの後任者がすべて受けます。後任の役員については、役員会で承認いたします。

(令和5年5月一部改訂)

《PTA役職別ポイント一覧表》

役 職		ポイント数	備考	
●PTA本部役員 ・会長 ・副会長 ・書記 ・会計	本部役員(1年任期)	免除	ポイントは、児童1人に対しての実績として加算され、児童が2人以上いらっしゃる場合については、それぞれ別々の実績として加算されます。	
	本部役員(2年連続任期)	卒免 (完全卒免)		在学中の児童がすべて卒業するまで選考対象から除外されます。
会計監査		0	役員会・運営委員会への出席の義務がなく、仕事量を勘案して0ポイントとします。	
●運営委員	学年学級 広報	委員長	免除	ポイントは、児童1人に対しての実績として加算され、児童が2人以上いらっしゃる場合については、それぞれ別々の実績として加算されます。
	校外	副委員長	12	
	成人	書記	12	
	ちからこぶ	会計	12	
●常置運営委員	学年学級 広報 校外 成人 ちからこぶ	6		
●一日お手伝い		1	1人の児童に父・母など複数で同時にそれぞれ「1日お手伝い」をされても、1ポイントもしくは2ポイントしか加算されません。	
●わんぱく相撲 一日お手伝い		2		
●その他役員会が認めた上記以外の役務		1 *1		

*1: 仕事内容により、ポイントを増加する場合があります。

西葛西小学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は、西葛西小学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務所を、西葛西小学校におく。

第 2 章 目的および活動

第 3 条 本会は、会員の協力により学校・家庭・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 前条の目的を達するため、つぎの活動を行う。

1. 学校教育の理念を理解し、推進する。
2. 学校と家庭が緊密な連絡をとりあい、児童への教育的な配慮を行う。
3. 児童の生活環境の向上をはかる。
4. 会員相互の親睦および資質の向上につとめる。

第 3 章 方針

第 5 条 本会は、児童の健全な育成を本旨とする民主団体として、つぎの方針に従って活動する。

1. 特定の政党や宗教の支持をしない。
2. 営利行為を行わない。
3. 児童の教育・福祉の為に活動している他団体および他機関と協力する。
4. 他のいかなる団体や個人の支配、統制、干渉をうけない。

第 4 章 会員

第 6 条 本会の会員は、本校在籍児童の父母またはそれにかわる者と、本校在籍職員とする。

第 7 条 本会に対する入退会は会員の自由意思によるものとする。
但し児童の入学時・転入時においては特に申し出のない限り本会に入会したものとみなす。

(令和 5 年 5 月本条追加)

第5章 会計

第8条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第9条 会費は、一子につき年間2000円とする。職員は年間2000円とする。
ただし、二子以上在籍世帯は年間4000円とする。

(令和3年3月8日一部改正)

第10条 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(平成15年3月10日一部改正)

第11条 予算作成は、運営委員会の任務とする。

第12条 会員は、希望があれば会計帳簿を閲覧できる。

第6章 常置委員

第13条 本会の常置委員を学級に置く。学年学級・広報・校外・成人・ちからこぶ委員は委員会ごとの必要人数に合わせて選出する

1. 学年学級委員 学習支援及び教育活動支援を行う。
2. 広報委員 本校教育・本会活動・各会議・会員の声などを広く会員に報告する。
3. 校外委員 児童の校外活動に教育的配慮を行う。
4. 成人委員 会員相互の理解と信頼を深め、向上をはかる。
5. ちからこぶ委員 自ら児童・PTA会員・地域住民との交流を推進するための行事を企画立案し実行するほか、運動会・地域のスポーツ大会等校内外の行事をサポートする。

6. 各委員は、がくぷりにて選出する。

7. 各委員の任期は当該年度総会から次年度総会までとする。

但し、次期委員候補者は4月1日以降次年度総会までの間、引き継ぎのため活動することを妨げない。

補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(平成15年3月10日・平成19年1月27日・平成21年2月28日・平成22年3月13日・平成31年4月19日・令和2年6月9日・令和5年5月一部改正)

第7章 役員・会計監査

第14条 本会の役員・会計監査は、つぎのとおりとし、選考に当たっては、現役員会が立候補者を募る。立候補者で定員を充足することが出来ない場合、役員に関しては、常置委員会が、常置委員の中から候補者を求め、役員会に報告する。

会計監査に関しては、立候補者がいない場合は、現任役員から候補者を選出し、役員会に報告する。現役員会は各々の候補者に対する承認を総会にて受けるものとする。

〔役員〕

1. 会 長 1名
2. 副会長 6名以上（うち1名は副校長）
3. 書 記 3名～4名（うち教職員1名）
4. 会 計 3名～4名（うち教職員1名）

（平成28年4月22日・令和5年5月一部改正）

〔会計監査〕

1. 会計監査 3名以上（うち教職員1名）

（平成16年5月28日・平成19年1月27日・平成21年2月28日一部改正）

第15条 役員・会計監査の任期は当該年度総会から次年度総会までとする。

但し、次期役員候補者は4月1日以降次年度総会までの間、引き継ぎのため活動することを妨げない。

（平成16年5月28日・令和5年5月一部改正）

第16条 役員・会計監査の任務は、つぎのとおりである。

1. 会 長 本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、代行する。
3. 書 記 諸議事の記録作成と保管・事務処理
4. 会 計 会計事務・予算立案での協力・決算報告
5. 会計監査 会計事務の監査と監査報告

第8章 総会

第17条 総会は、本会最高の議決機関である。

第18条 出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第19条 総会は、毎年学年度当初に行う。

(平成16年5月28日一部改正)

第20条 議案書と会計監査報告書は、総会前日までに全会員に配布する。

第21条 総会では、つぎのを行う。

1. 活動報告・予算審議と決算の承認
2. その他、重要事項に関する審議並びに承認

第22条 臨時総会は、会員の要求があり、運営委員会が必要と認めたときに開催する。

第9章 常置委員会

第23条 常置委員会は、つぎの5委員会とし、各委員長が委員を召集して運営する。

1. 学年学級委員会 学年学級委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名をがくぷりにて選出し、運営する。
2. 広報委員会 広報委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名をがくぷりにて選出し、運営する。
3. 校外委員会 校外委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名をがくぷりにて選出し、運営する。
4. 成人委員会 成人委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名をがくぷりにて選出し、運営する。
5. ちからこぶ委員会 ちからこぶ委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名をがくぷりにて選出し、運営する。

(平成16年5月28日・平成19年1月27日・平成21年2月28日・平成22年3月13日・令和5年5月一部改正)

第10章 運営委員会

第24条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第25条 運営委員会は、各常置委員会の委員長・副委員長・書記・会計の計20名、本部役員過半数以上、校長または副校長で構成し、つぎの任務を行う。

1. 常置委員会の活動計画の承認と連絡調整
2. 総会に提出する報告書を作成
3. 必要を認めた場合、臨時委員会を編成

(平成15年3月10日・平成19年1月27日・平成21年2月28日・令和5年5月一部改正)

第26条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第27条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11章 役員会

第28条 役員会は、会長が召集し、役員・校長にて運営する。会計監査は必要に応じて役員会に出席することが出来る。

(平成19年1月27日一部改正)

第28条の2

本会は、必要に応じ、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、本会会員以外の本部役員経験者又は運営委員経験者その他 PTA 活動に対する豊富な知識経験を有する者の中から、会長が役員会の議決に基づき委嘱する。

顧問は、会長及び役員会の諮問に応じ、必要な助言を行う。

顧問は、いつでも辞任又は解任することができる。解任は、役員会の議決による。

(平成29年4月21日本条追加)

第28条の3

本会役員の経験のある会員は、役員会に申し出て、サポートメンバーとして役員会の業務を補助することができる。

(平成31年4月19日本条追加)

第12章 慶弔規定

第29条 転出・退職する教職員には、在職年数に応じて記念品を贈る（上限を10,000円とする。）

第30条 会員が死亡したときは、弔慰金5,000円をおくる。

第31条 児童が死亡したときは、弔慰金5,000円をおくる。

第32条 会員が病気や災害のため、1ヶ月以上入院したときは、見舞金3,000円を贈る。

第33条 児童が病気や災害のため、2週間以上入院したときは、見舞金3,000円を贈る。

第34条 その他、特別な場合は、役員会の議を経て決定する。

(平成9年5月9日一部改正)

第13章 付則

第35条 本会規約の改正は、総会においてのみ行われるものとする。

(平成16年5月28日一部改正)

第36条 その他必要な細則は、運営委員会において決定する。

第37条 本規約におけるすべての会議は、公開とする。

第38条 本規約は、昭和57年1月28日より適用する。

(昭和61年4月1日・平成2年4月9日・平成7年4月25日・平成9年5月9日・平成14年5月10日・平成15年3月10日・平成16年5月28日・平成19年1月27日・平成21年2月28日・平成22年3月13日・平成28年4月22日・平成29年4月21日・平成30年4月20日・平成31年4月19日・令和2年6月9日・令和3年3月8日一部改正)

西葛西小学校 PTA 個人情報取扱細則

第1条（目的）

この細則は、西葛西小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する権利・利益を保護することを目的とする。

第2条（指針）

本会は、個人情報に関する法令等を遵守して、個人情報の運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（周知）

本会において取得・保有する個人情報の取扱方法については、総会資料、通知又はホームページ・がくぷりへの掲載など適宜の方法により会員に周知するものとする。

（令和3年10月23日一部改正）

第4条（利用目的）

本会では、書面及びがくぷり登録で知りえた個人情報を次の目的に利用する。

- （1）会費の徴収に関する事務
- （2）本会の事業に関する文書等の送付その他会員に対する連絡
- （3）本会役員・常置委員・会員名簿等の作成
- （4）ポイントの集計管理の事務

（令和3年10月23日一部改正）

第5条（個人情報の取得）☆

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 会長宛に書面で提出または、がくぷりで登録された次の事項とする。

- （1）氏名
- （2）電話番号
- （3）メールアドレス
- （4）住所
- （5）その他必要とするもので同意を得た事項

（令和3年10月23日一部改正）

第6条（同意の取消し）

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は、直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布している個人情報については、削除する旨の連絡をすることで足りる。

第7条（管理）

本会が取得した個人情報は、会長が適正に管理する。

個人情報が不要になったときは、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条（保管）

本会が保有する個人情報及び個人情報データベースは、記録した媒体（紙媒体及び電磁的記録媒体）を施錠したキャビネットにしまうなど厳重に保管し、電子データについては、ファイルにパスワードをかけるなど適正な状態で保管する。

第9条（第三者提供の制限）

本会は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条（第三者提供に係る記録の作成）

個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。但し、前条1号ないし4号の場合を除く。

- （1）第三者の氏名又は名称及び住所
- （2）提供年月日
- （3）提供する対象者の氏名
- （4）提供する情報の項目
- （5）対象者の同意を得ている旨

第11条（第三者から提供を受ける際の確認等）

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
但し、西葛西小学校から提供を受けるときは除く。

- （1）第三者の氏名又は名称及び住所
- （2）第三者が個人情報を取得した経緯
- （3）提供を受ける対象者の氏名
- （4）提供を受ける情報の項目
- （5）対象者の同意を得ている旨

第12条（秘密保持義務）

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第13条（情報開示等）

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除、訂正等を求められたときは、法令に従いこれに応じる。

第14条（漏えい時の対応）

本会会員は、その保有する個人情報又は個人情報データベースが漏えいしたおそれがある場合は、直ちに本会役員に報告しなければならない。

第15条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に務めなければならない。

附則

本細則は、平成30年5月12日より施行する。

本細則は、運営委員会の決議により修正することができる。

登校安全誘導実施について

子供達の登校の安全を守る為、例年登校時安全誘導「旗持ち」を実施しています。全保護者対象となり、PTA登録をしていない方にもお願いしておりますので、ご協力宜しくお願い致します。全クラス 1年間で3回程度のローテーションを予定しております。

1. 日 程： 担当表は、5月に校外委員よりがくぷりにてお知らせします。

2. 場 所： 5カ所

- A. 学校東門付近（ファミリーマート前交差点&体育館横T字路）（最低3人 必要）
- B. 学校西門及び、森島歯科交差点（最低3人 必要）
- C. モスバーガー交差点（最低1～2人 必要）
- D. まいばすけっと3丁目交差点（最低2人 必要）
- E. 船堀街道 洋服の青山前（最低1～2人 必要）

3. 時 間： 7:50～8:15

通学の児童の流れが途切れても、時間内は指定の場所に居ていただくようお願いいたします。

4. 旗持ち希望場所アンケートの実施

がくぷりによるアンケートを実施予定です。詳細は4月下旬ごろご連絡します。

※ご兄弟がいらっしゃる方も、児童一人ずつ提出をお願い致します。

※場所により希望人数が多い場合等、調整上ご希望に添えない場合があります旨ご了承ください。

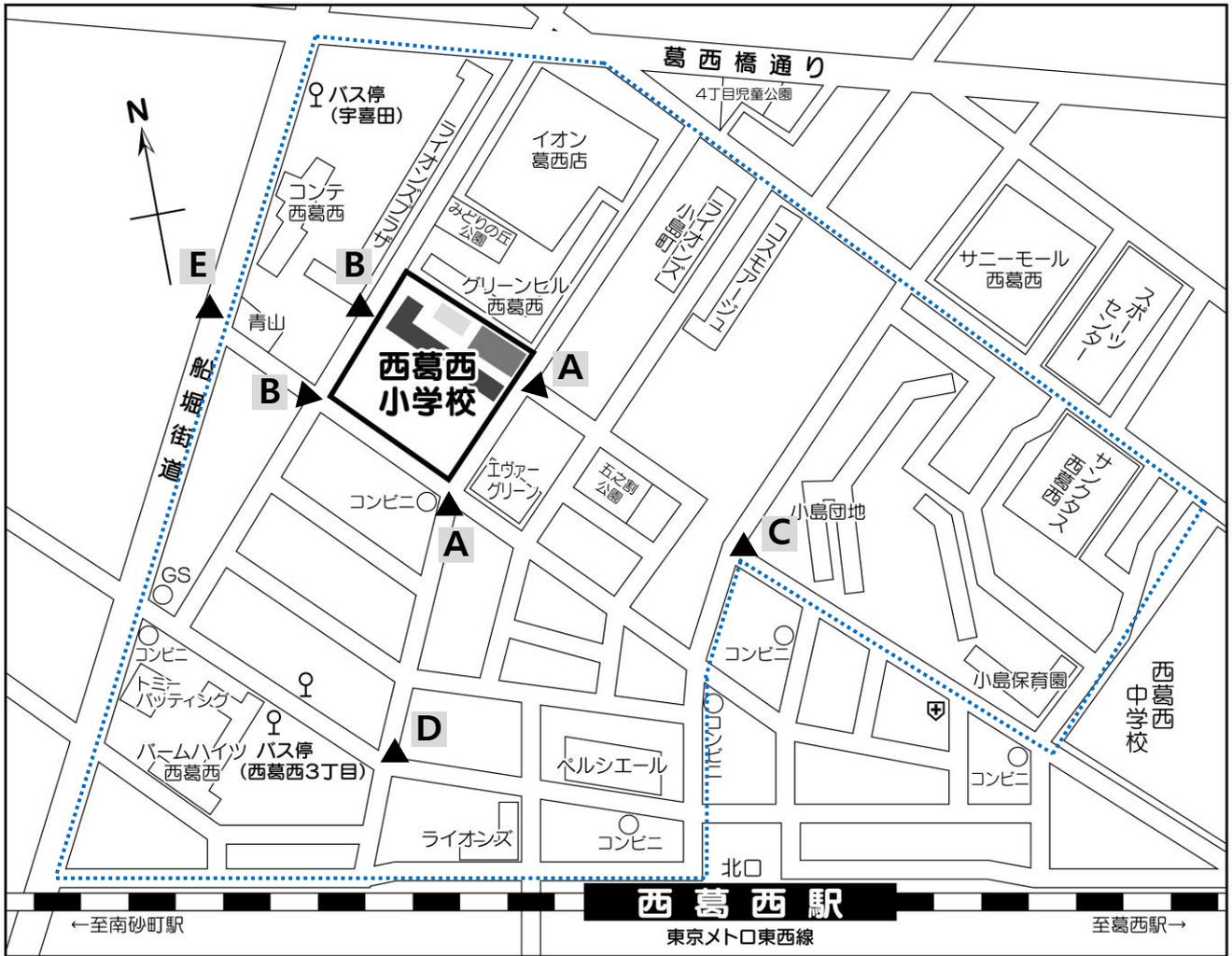
※未提出、第3希望まで記入のない方は、ご希望に添えない場合があります旨ご了承ください。



5. その他：

- 旗は各家庭で1本所有し、卒業時もしくは転校時まで、各ご家庭で保管してください。
- 1年生は4月の入学式当日に配付、転入生の保護者の方は各クラスの担任を通して旗を配付します。また、紛失した場合も担任に連絡して頂き、新しい旗を受け取ってください。
- 複数児童が在学しているご家庭では、どちらかのお子さんのクラスで旗持ちをするのではなく、それぞれのクラスでのご協力をお願いします。

旗持場所地図

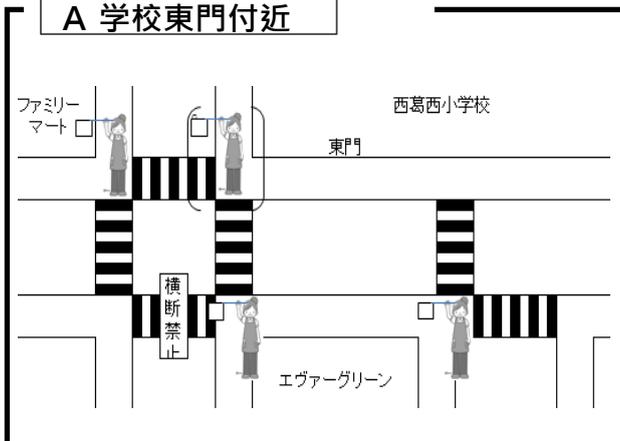


- A. 学校東門付近（ファミリーマート前交差点&体育館横T字路）（最低3人 必要）
- B. 学校西門及び、森島歯科交差点（最低3人 必要）
- C. モスバーガー交差点（最低1~2人 必要）
- D. まいばすけっと3丁目交差点（最低2人 必要）
- E. 船堀街道 洋服の青山前（最低1~2人 必要）

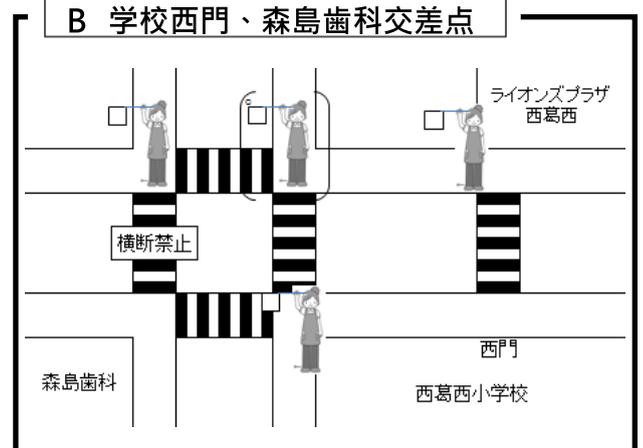
立ち位置詳細

※児童の誘導は横断歩道の中央付近までお願いします。

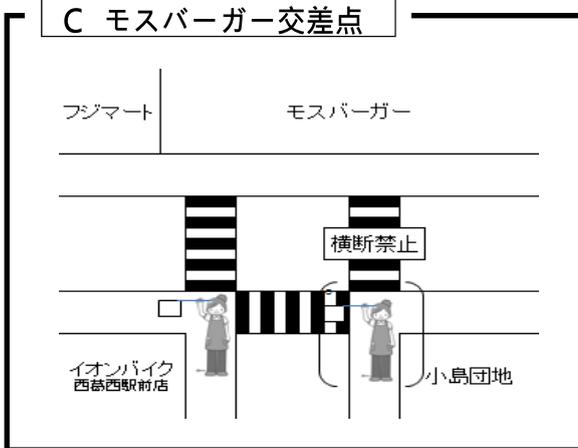
A 学校東門付近



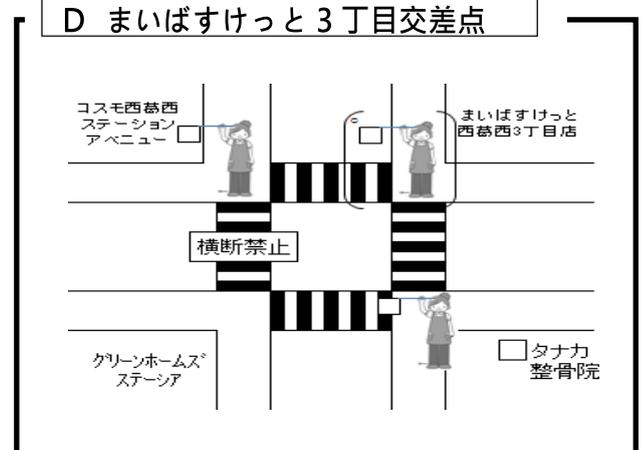
B 学校西門、森島歯科交差点



C モスバーガー交差点



D まいばすけっと3丁目交差点



E 船堀街道 洋服の青山前

